

東北古代城柵関係史料雑考(Ⅰ)

佐々木 博 康*

4 多賀城碑の去京里程について

多賀城碑にみえる陸奥国去京里程問題について、板橋源は『清辨眼抄』の流人事条に所収されている神亀元年(724)6月3日付の文書をあげ、同文書の「常陸国去京里程一千五百七十里」、『延喜刑部省式』の遠近条にある「常陸、一千五百七十五里」、多賀城碑文の「去京一千五百里」の三者を比較し、去京里程において多賀城が常陸国よりも近いことに不審をいだき、『延喜主計式』畿内条、和名抄の上程・下程日数から多賀城(陸奥国)の去京里程を算出し、碑文の里程に疑義をとなえている¹⁾。

これに対して、平川南は『延喜刑部省式』にみえる諸国の里程を『延喜主計式』の行程(下程)日数で除し、1日当りの行程を算出し、他の諸国の1日当りの行程が70里前後であるのに常陸国は105里となる。これは常陸国の去京里程に錯誤のある可能性が強いとしている²⁾。平川はことばをつづけて「このような日程、里程の史料を用いたとしても、必ずしも、碑の里程の正否を断ずることは困難であるとしかいかえぬ。里程の差の議論も決定的要素をもたないだけに、これをもって、碑の真偽を問うことはなおさら不適切といえる³⁾」としているごとく、多賀城の去京里程が1,500里であるか否かということは、多賀城碑の真偽とは、また別個の問題となるであろう。ここでは、そういう経緯のある陸奥国去京里程に関して、1史料を紹介し、その里程に関して検討をこころみようとしたものである。

その史料は、菅原道真の『菅家文章』・『菅家後集』に、つぎのごとくある。なお各条文の末尾の括弧内の古典とは岩波書店版、日本古典文学大系によったことを意味し、斜線の前に示してある数字はその巻数、後はページ数である。また中点(・)をおいて番号が示されているが、それは同書校訂者の付した番号を記した。

④ 『菅家文章』第五 詩五

秋日、陪源重相第、餞安鎮西・藤陸州、各分一字。探得紅

相送別西又別東

二千五百里程中

秋情念々無他計

只仰鱗前面暫紅 (古典72/381・351番)

これは島田忠臣の『田氏家集』下にも「餞鎮西安明府、鎮東藤府、長門菅太守之任、探得遷字」の一首があり⁴⁾、寛平3年(891)秋のことで、源重相は源大納言能有、安鎮西は大宰府に赴任する安倍興行、藤陸州は陸奥守として赴任する藤原滋実である。したがって上記の「二千五百里程」は大宰府・多賀城間の里程を概数で示したと思われる。

⑤ 『菅家文章』第五 詩五

左金吾相公、於宣風坊臨水亭、餞別奥州刺史、同賦親字。古調十四韻
 相公送君々知不
 為我君聞説本因
 程里一千五百路
 星霜四十六廻人

(下略) (古典72/360~388・357番)

左金吾相公は参議左衛門督時平、奥州刺史は㉔の詩にいう藤陸州(藤原滋実)で、彼はその赴任を1年ほどのばしていたことは㉕の詩文の後段にみえている。「程里一千五百路」は京より多賀城へいく距離であり、「星霜四十六廻」は陸奥守赴任時の年齢と思われる。

㉔ 『菅家後集』 叙意一百韻。五言。

生涯無定地
 運命在皇天
 職豈凶西府
 名何替左遷

(中略)

伝送蹄傷馬
 江迎尾損船
 郵亭餘五十

程里半三千 (古典72/486~499・484番)

(下略)

㉔によると、京から大宰府までの間に50余の駅亭があり、その里程は3,000里の半分と表現している。㉔につづけて㉕がある。

㉕ 『菅家後集』 秋夜。九月十五日。

黄萎顔色白霜頭
 沉復千餘里外投

(下略) (古典72/499~450・485番)

この「千餘里」は京より大宰府までの里程をさしているとみられる。つづいて、

㉖ 『菅家後集』 哭奥州藤使君。九月廿日、四十韻

家書告君喪
 約略寄行李

(中略)

葬来十五旬
 程去三千里

(下略) (古典72/500~505・486番)

この奥州藤使君は㉔の藤陸州と同一人物とみられる。新校群書類従所収の『菅家後集』の一本には藤原滋実と注があり⁵⁾、『尊卑分脈』にも滋実の左注に「延木元年月日卒」とある⁶⁾。それゆえ、この滋実と道真の任地、すなわち、多賀城と大宰府とは、へだたること「三千里」であったとのべているのである。

以上、㉔から㉖まで記されている里程について、まとめてみると、つぎのごとくになる。

| 史料 | 史料にみえる国名 | その里程 |
|--------|----------|----------|
| ㉑ (7言) | 陸奥と大宰府 | 2,500里 |
| ㉒ (7言) | 京と陸奥 | 1,500 |
| ㉓ (5言) | 京と大宰府 | 3,000の半ば |
| ㉔ (7言) | 同上 | 1,000余 |
| ㉕ (5言) | 陸奥と大宰府 | 3,000 |

上記の㉑～㉕の史料は二つのタイプにわかれ、一つは七言で、他の一つは五言よりなっている。史料でいえば七言は㉑・㉒・㉓であり、五言は㉔・㉕である。したがって、五言で表現されている㉔・㉕の里程は千里単位の漠然とした概数でしか表現できず、七言で示してある㉑・㉒・㉓の数値は五言で示している里程とくらべると、同じ概数といっても、五言よりは詳しいとみられる。それで、㉑・㉒・㉓によって陸奥国去京里程は「一千五百里」、大宰府去京里程は「一千余里」とみることができる。

さて、この数値が、どれほどの妥当性をもっているのか、さらに検討する必要がある。幸いなことに去京里程については、『延喜刑部省式』遠近条(㉑)に、つぎのようにみえている。それを『公式令義解』行程条の「馬、日に七十里」という里数(㉒)で割った日数と、『延喜主計式』畿内条の行程の下日数(㉓)と比較すると、平川南のいうごとくに大幅に差のある常陸国去京里程を除き、2～3日のちがいはあるにせよ、略一致しているといつてよい。

常陸国の去京里程と日数とは、安房・佐渡・土佐などのそれと比較しても、まことに不審であり、それゆえ、藤田元春がその著『尺度綜考』において「常陸の千五百七十五里に誤りがあるという『常陸郡郷考』の考が是認される」とのべている⁷⁾。この藤田元春の常陸国去京里程に錯誤があるという見解は穏当である。

| | 国名 | ㉑ | ㉑/㉒ | ㉓ |
|----|-----------------|---------|------|-------|
| | | 里 | 日 | 日 |
| 遠流 | 伊豆 | 770 | 11.0 | 11 |
| | 安房 | 1,190 | 17.0 | 17 |
| | 常陸 | 1,575 | 22.5 | 15 |
| | 佐渡 | 1,325 | 18.9 | 17 |
| | 隠岐 | 910 | 13.0 | 18 |
| | 土佐 [△] | 1,225 | 17.5 | 18 |
| 中流 | 信濃 | 560 | 8.0 | 10・11 |
| | 伊豫 | 560 | 8.0 | 8 |
| 近流 | 越前 | 315 | 4.5 | 4 |
| | 安芸 | 490 | 7.0 | 7 |
| | 陸奥 | (1,500) | 21.5 | 25 |
| | 大宰府 | (1,000) | 14.3 | 14 |

①延喜刑部省式遠近条所見の去京里程。

②公式令義解行程条の「馬日七十里」。

③延喜主計式畿内条の行程下日数。

△「信濃」は、前述の「神龜元年文書」、『園太暦』貞和2年8月条によれば「諏訪」。

それで、藤田元春の引用している宮本元球の外題『常陸誌料、郡郷考』、内題『常陸郡郷考』をしらべてみると、常陸国去京里程に錯誤があると記された項目はみあたらず、わずかに、上・中・下3冊ある下の巻十二の8丁ウラ(多珂郡条附録、1番最後の丁にあたる)に「多賀城碑云多賀城去常陸国界四百十二里」とあり、以下2行に割書して、その注解をのべているのみで、ここにも去京里程錯誤についてはふれておらない⁸⁾。藤田死去のいまとしては、この問題について直接にうかがう手がかりはない。しかし、この藤田所説の不確かさについてなんらかの断案がくだせないであろうか。それについて一つの問題がおこる。それは吉田東伍の『大日本地名辞書』の多賀城碑の項に、つぎのごとき記述がみえる⁹⁾。

○茶村常陸郡郷考云、多賀城碑に「去常陸国界四百十二里」と、是れ久慈郡北界より、多賀に至る里数なるべし、(下略)

按、多賀城碑の、下野、常陸の距離、疑惑あり。(中略) ○又、延喜式に「常陸遠流、

一千五百七十五里」とあるは、平安朝の制なるも、本碑に合考せば疑を生せん。この本文、常陸は陸奥譌歟。

として、『延喜刑部省式』・『延喜主計式』・『和名抄』の諸例をあげて、

常陸一千五百餘里と云ふは、誤謬必せり。されば、是れ、多賀城碑に一千五百里と、其大数を挙げたる合考して、たまたま、延喜兵部式（佐々木注、兵部式は刑部式の誤り）の訛謬を正すを得る者なり。（下略）

とのべており、文中にある「按」以下の記述は『常陸郡郷考』による所見ではなく、吉田東伍自身の見解を示しているのである。藤田元春は、おそらく、吉田東伍のその見解を『常陸郡郷考』の見解と錯誤して文を記したもののようにもられる。管見におよんだ現存文献からは、そのような推察に到達した。

さて、以上のような経過をへて藤田所説の『常陸郡郷考』について的一条は削除されなければならぬが、常陸国去京里程についての不審は依然としてのこる。さらに『菅家文章』・『菅家後集』の詩文中にみえる④～⑩によって、概数ではあるが陸奥去京里程は1,500里、大宰府去京里程は1,000余里とみなされる。『延喜主計式』畿内条によれば陸奥国の行程下日数は25日、大宰府のは14日。京・陸奥国間を3とすれば京・大宰府間は2ということになる。当時の人々の陸奥国（多賀城）、大宰府の去京距離観は以上のものであったかもしれない。

さらに、はるか後のものになるが『会津風土記』（寛文11年<1671>の奥書）の会津城の注に「京師に至る一千一百四十六里」とあり¹⁰、『磐城風土記』（寛文年中完成）の風俗の条に「京師に至る千六十里」とある¹¹。それぞれ江戸時代の文献ではあるが、その去京里程は数値的にみて妥当であり、何らかの古い根拠があったと思われる。おそらく、古記録とか、ふるくからのいいつたえなどがあり、それによって各風土記に記述されたものであろう。

枝葉の問題のみに終始してしまっただが、多賀城碑の真偽問題とは別個に、陸奥国去京里程を検討するために『清癡眼抄』所収の「神龜元年六月三日付文書」や『延喜刑部省式』の遠近条にみえる常陸国去京里程を、そのまま常陸国去京里程として使用することは、『公式令義解』の行程条、『延喜主計式』の畿内条、『和名類聚抄』の上下行程日数などからみても、さらに上記に紹介した『菅家文章』や『菅家後集』に所収の詩文からみても危険といわなければならない。

注

- 1) 板橋源「多賀城碑一考」（『岩手史学研究』第32号，盛岡，昭和34年12月）。
- 2) 平川南「多賀城碑研究史」（宮城県多賀城跡調査研究所「研究紀要」Ⅰ，宮城，昭和49年3月）。
平川南「多賀城碑文の諸問題—真偽の論点をめぐって—」（同「研究紀要」Ⅱ，宮城，昭和50年3月）。
- 3) 2)に同じ，Ⅱの7ページ。
- 4) 川俣馨一編『田氏家集』新校群書類従第6巻（東京，内外書籍株式会社，昭和6年10月）358ページ。
- 5) 川俣馨一編『菅家後集』3)に同じ，365ページ。
- 6) 黑板勝美編『尊卑分脈』第2篇，新訂増補国史大系第59巻（東京，吉川弘文館，昭和34年3月）433ページ。
- 7) 藤田元春『尺度綜考』のうちの第二篇里程考に所収（東京，刀江書院，昭和4年5月）142～143ページ。
- 8) 宮本元球仲笏著『（外題）常陸誌料郡郷考，（内題）常陸郡郷考』（水戸，三香社，万延元年7月，木版3冊本）
- 9) 吉田東伍『大日本地名辞書』第5巻奥羽（東京，富山房，大正12年3月縮冊版）4120ページ。な

お本書の第1冊之上を発行したのは明治33年3月、第5冊之下は同40年8月、同年10月には汎論・索引を刊行している。

- 10) 市島謙吉編『会津風土記』続々群書類従第8(東京、国書刊行会、明治39年8月)888ページ。
11) 市島謙吉編『磐城風土記』10)と同じ、913ページ。

5 延暦三年二月己丑条について

現行『続日本紀』巻38、延暦3年(784)2月条に、

己丑。従三位大伴宿祿家持為持節征東將軍。従五位上文室真人と企為副將軍。外従五位下入間宿祿広成。外従五位下阿倍媛嶋臣墨繩。並軍監¹⁾。

とある。これは、大伴家持らの官歴問題のみならず、桓武政府の東北開拓にからんで注意されるべき事項であるが、この2月朔日は壬寅であるから、現行編次のままでは2月に己丑という干支は存在しない。そこで、己丑条は古くより錯簡とされていたのである。己丑錯簡条の解釈については、つぎの2説ある。

その一は、『続日本紀』の編纂過程においておこった錯簡であるとし、干支より推定し、同年正月己丑(17日)か、あるいは同年3月己丑(18日)の錯簡であるとする説で²⁾、正月朔は癸酉、3月朔は壬申であるから、それぞれ己丑は存在する。

他の一つは、その書写の間における誤記とみなすもので、2月の己巳を己丑に誤写したとする説である³⁾、2月朔は壬寅であるから己巳は28日にあたる。

いま、延暦3年2月己丑錯簡条を解釈するのに、この二つの見解だけでは、なお不審がおこってくるのである。そこで、その疑点を指摘し、同条編次の解釈について若干の検討をめぐらし、私見をくわえてみたい。

疑義の第1に、延暦3年2月己丑錯簡条が、現行編次に混入したとするならば、同条文のみならず、その前後の条文との配列関係を吟味してみる必要がある。何故ならば、現行『続日本紀』の干支はつぎのごとくなっていて、錯簡と思われる条文が三つ連続しているからである(錯簡のある干支には傍線をほどこしておいた)。

延暦3年春正月条は、己卯・辛巳・丁亥・戊子。

2月条は、辛巳・己丑。

3月条は、甲戌・乙亥・丙申・乙酉・丁亥。

ここで、まず注意しなければならないのは、2月己丑錯簡条のすぐ前にある辛巳条、2つおいてあとにある3月丙申条も己丑条と同じように干支に錯簡があるので、これらについても考慮をはらわねばならない。干支に錯簡のある辛巳・丙申の2カ条を、その本来の編次に復原すべき手がかりがえられるならば、それによって己丑錯簡条も、また解決の糸口がつかめることになるかもしれないのである。

つぎに、己丑錯簡条の年月干支の検討の問題がある。何故ならば、現行の編次に2月己丑の錯簡を生じたのは、年・月・日・干支のいずれかか、乃至は、その重複によっておこった錯誤であろう。しかるに前にのべた第一、第二の解釈では月と干支とだけを検討の対象としているが、年次については、まったく考慮がはらわれていない。これら錯簡の編次を考えるには、月・干支のみでなく、年次についても検討するのが至当であるように思える。

以上、あげたように2月己丑錯簡条の検討は、第1に錯簡が2月辛巳・己丑・3月丙申と連

続しているという編次の問題、第2に年月干支日の錯誤問題について考慮をはらわなければならない。そこで、これから以上の2点について検討してみよう。

2月辛巳・己丑・3月丙申錯簡条の全文はつぎのごとくである。

○二月辛巳。授女孺无位百濟王真徳従五位下。

○己丑。従三位大伴宿祢家持為持節征東將軍。従五位上文室真人と企為副將軍。外従五位下入間宿祢広成。外従五位下阿部媛嶋臣墨繩。並為軍監。

○三月丙申。先是。伊豫国守吉備朝臣泉。与同寮不協。頻被告訴。朝廷遣使勘問。辞渚不敬。不肯承伏。是日下勅曰。伊豫国守従四位下吉備朝臣泉。政迹無聞。犯状有着。稽之国典。容寘恒科。而父故右大臣。住学盈婦。播風弘道。遂登端揆。式翼皇獻。然則伊父美志。猶不可忘。其子愆尤。何無愆恕。宜宥泉辜令思後善。但見任以懲前惡。

このうちの2月辛巳錯簡条について、旧輯の国史大系の頭注に「広前云按辛巳一条疑当附上辛巳叙位条」と記し、それは、朝日新聞社版本や新訂増補国史大系本の頭注にも引載されているが、この解釈では、月と干支とをとりあげているのみで、年次には、まったく注意されていない。辛巳錯簡条所見の百濟王真徳の名は、この一条のみで、他にその名がみえないので、同条のみからは、その本来の編次については臆測しがたい。

つぎに、己丑錯簡条については、同じく旧輯の国史大系の頭注に「己丑一条次于戊子下而除二月辛巳四字。己丑、是月无、按宜従内藤氏説、考証云恐己巳之誤」とあり、朝日新聞社版本の頭注も、新訂増補国史大系本も、同じような見解をかかげているが、この解釈も辛巳錯簡条と同様、月と干支とのみをとあげていて、年次には考慮がはられていないのである。

ここで問題となるのは、己丑錯簡条の上限と下限とであるが、これについては同条所見の人物の叙位記事から、ある程度の臆測がくだせる⁴⁾。すなわち、延暦2年正月癸巳に、文室真人与企は従五位下から従五位上になっているから、大伴家持の征東將軍任命の記事は延暦2年正月よりさかのぼらないとみるべきである。さらに、延暦4年8月庚寅に大伴家持の死亡記事がみえるので、延暦4年8月が最下限であろう。

したがって、己丑錯簡条は延暦2年正月から同4年8月までの間にもとめられよう。また、3月丙申条は、吉備朝臣泉の叙位記事で、同条の範囲は延暦元年6月から同4年10月までの間となるが⁵⁾、おそらく、上記の延暦2年正月から同4年8月までの間におさまるであろう。

さて、ここで現行『続日本紀』の延暦3年2月の辛巳・己丑、そして3月の丙申と連続してある錯簡条の年次、月、干支が問題となってくる。この三つの条文が錯誤によって現行編次に付されたとするならば、辛巳・己丑・丙申錯簡条は、月・干支のみ誤記したとみるほかに、神護景雲元年十月壬戌、十一月壬寅、同乙巳条のように、干支に誤りはなく、その年月を錯誤していた例もあるから⁶⁾、辛巳、己丑、丙申の三つの錯簡条も、それと同じようなケースになるのかもしれない。そこで、延暦2年正月から同4年8月までの間で、2月（もしくは12月）に辛巳・己丑、3月に丙申のある月をもとめてみると、つぎのようになる。

延暦4年2月朔は丙寅、したがって辛

| 年 | 月 | 朔日 | 辛巳 | 己丑 | 丙申 |
|------|------|----|----|----|----|
| 延暦2年 | 2月 | 戊申 | — | — | — |
| 〃 | 3月 | 戊寅 | — | — | 19 |
| 〃 | 12月 | 癸卯 | — | — | — |
| 〃 | 3年2月 | 壬寅 | — | — | — |
| 〃 | 3月 | 壬申 | — | — | 25 |
| 〃 | 12月 | 戊辰 | 14 | 22 | — |
| 〃 | 4年2月 | 丙寅 | 16 | 24 | — |
| 〃 | 3月 | 丙申 | — | — | 朔日 |

巳は16日、己丑は24日、同じく3月朔は丙申、前述した臆測に矛盾しない。以上の諸点からみて、延暦3年2月己丑錯簡条は、2月辛巳錯簡条とともに延暦4年2月条に、3月丙申錯簡条は同4年3月条にはいる可能性がある、そのようにも考えられるという問題を提起しておきたい。

注

- 1) 黒板勝美編『続日本紀』新訂増補国史大系第2巻(東京、吉川弘文館、昭和10年12月初版、昭和18年11月再版)497ページ。
- 2) これらについては、つぎのような見解がある。
 - イ 村尾元融『続日本紀考証』巻12(上總、巖桂樓蔵板、嘉永2年正月)9丁ウラに「辛巳己丑。是月壬寅朔無辛巳己丑干支必有誤」。
 - ロ 田口卯吉編『国史大系』第2巻(続日本紀)(東京、経済雑誌社、明治30年4月)696ページと同条頭注に「辛巳、是月无、干支必有誤、広前云按辛巳一条当附上辛巳叙位条己丑一条次于戊子下而除二月辛巳四字。己丑、是月无、按宜従内藤氏説、考証云恐己巳之誤」。
 - ハ 佐伯有義編『増補六国史』巻4(続日本紀巻下)(東京・大阪、朝日新聞社、昭和15年11月)416ページと同条頭注に「辛巳、干支を推すに二月辛巳及己丑なし按に辛巳の一条正月辛巳叙位条に附すべきか山崎校本にもしか云り。己丑、此条狩谷校本に己丑亦无之恐己巳とあり、なお同氏の説に正月戊子の下に入るべきかと云り己丑の文字に誤なくば正月十七日か三月十八日なり」。
 - ニ 黒板勝美編『続日本紀』新訂増補国史大系第2巻(東京、吉川弘文館、昭和10年12月初版、昭和18年11月再版)497~498ページと同条頭注に「辛巳、己丑、並是月无、広前云按辛巳一条疑当附上叙位条、己丑一条次于正月戊子下除二月辛巳四字、又或己丑当作己巳(廿八日)」。
 - ホ 黒板勝美編『日本紀略』前篇、新訂増補国史大系第10巻(東京、国史大系刊行会、昭和4年8月初版、昭和15年10月再版)258ページと同条頭注に「己丑、原作辛巳、今従統紀、而已丑是月无、或当作己巳(廿八日)、或当入于正月条」。
- 3) 2)に同じ。
- 4) 叙位記事はつぎのごとくである。
 - イ 大伴宿祢家持

延暦2・7・甲午 従三位一為中納言。春宮大夫如故。

// 3・2・己丑

// 4・4・辛未 中納言従三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍一等言。

// 4・8・庚寅 中納言従三位一死。
 - ロ 文室真人与企

延暦2・正・癸巳 授従五位下一従五位上。

// 2・2・壬申 従五位上一為相摸介。

// 3・2・己丑

// 3・3・乙酉 従五位上一為相摸守。

// 6・9・丁卯 従五位上一為右中弁。
 - ハ 入間宿祢広成

延暦元・6・戊辰 外従五位下一為介。

// 3・2・己丑

// 7・2・壬辰 外従五位下一為近衛將監。
 - ニ 阿倍媛嶋臣墨繩

延暦元・6・戊辰 外従五位下一為権副將軍。

〃 3・2・己丑

〃 7・2・丙申 外従五位下一為副將軍。

5) 吉備朝臣泉

延暦元・6・辛未 従四位下一為伊豫守。

〃 3・3・丙申

〃 4・10・甲子 左降従四位下一佐渡權守。

6) 板橋源・佐々木博康「陸奥国栗原郡成立年代に関する私疑」(「岩手大学学芸学部研究年報」第18巻所収, 盛岡, 岩手大学学芸学部学会, 昭和35年6月)。佐伯有清「続日本紀」(『古代の日本』9研究資料所収, 東京, 角川書店, 昭和46年10月) 233~240ページ。

これらは, 現行『続日本紀』の神護景雲元年10月壬戌, 11月の壬寅, 乙巳条は, その干支推測の結果, 同3年6月に編次すべきものと解した。